

令和3年度第1回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時 令和3年8月26日（木）午後1時30分開会（午後2時40分終了）
場 所 小平市役所5階 505会議室
出席者 会長及び委員15名、計16名（欠席者1名）
議 題 1 令和3年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
2 令和2年度小平市国民健康保険事業特別会計決算の概要について
3 小平市国民健康保険条例の一部改正について（諮問事項）
傍聴者 1名

[主な質疑等]

議題1 令和3年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

会 長 : かなりの額の補正だが、実質的には東京都に返還する金額がほとんどで、あとは繰越金として当初予算で計上している分との差額という認識でよろしいか。

事務局 : お見込みのとおり、年度末に保険給付費の予算が不足しないよう、多めに東京都から交付されている交付金の返還分と当初予算分との差額となっている。なお、繰越金の当初予算5,000万円のうち、4,000万円は国民健康保険事業運営基金に積み立てることとした。

委 員 : 補正予算において、新型コロナウイルス感染症の影響はなかったか。

事務局 : 今回の補正予算（第1号）では、新型コロナウイルス感染症の影響はみられないが、令和2年度決算においては受診控えによる保険給付費の減少等の影響があった。例年、3月頃に保険給付費が不足しないように補正を行うが、令和2年度はそのような理由により補正を行わなかった。

議題2 令和2年度小平市国民健康保険事業特別会計決算の概要について

委 員 : 国保日より特別号（令和3年 2021年号）において、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給金額として「直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数」とあるが、「2/3」としている理由は。

事務局 : 国内の感染拡大防止の観点から、感染等した被用者が仕事を休みやすい環境を整備するために生活費への支援として国が新型コロナウイルス感染症に係る傷病手

当金の支給に際し、市区町村への財政支援を行うことを決定した。財政支援の範囲として国が定めている支給金額が「直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数」となっている。これは、健康保険法に規定されている健康保険（社会保険）の傷病手当金にならっていると考えられる。

委員：令和2年度における傷病手当金支給件数は5件だが、被保険者への周知は国保日より特別号や市報のみか。新型コロナウイルス感染症に罹患した被保険者へ勧奨通知を送付するなどしているか。

事務局：新型コロナウイルス感染症の感染者の中で仕事を休んでいる方を確認できないこと及び国民健康保険には様々な就業体制の方がいるため個別に通知を送ることはしていない。国保日より特別号、市報及び小平市ホームページにて周知・広報を行っている。

委員：令和2年度決算において国民健康保険税の徴収率が86.0%となっており、14%は徴収できていないということだが、これで問題ないのか。

事務局：ご指摘のとおり、年度中に全て徴収できず翌年度に滞納繰越分として繰越す分がある。国民健康保険事業の円滑な運営や公平性の観点から、全ての世帯の方に国民健康保険税を収めていただくことを目標に、納付猶予や分割納付などの対応をとっている。小平市に限らず他市区町村も同様な状況である。

会長：令和2年度に徴収できなかった14%は、次の年度で100%徴収できるのか。

事務局：様々な収納対策を講じているが、100%には届かない。先進自治体の事例を参考にするなど、収納率向上のための工夫は行っていきたい。

委員：資料2③の「一人当たりの保険給付費」と「[参考]一人当たりの医療費」の違いは何か。

事務局：医療費とは治療にかかる10割の金額を表しており、「[参考]一人当たりの医療費」は被保険者にかかった全ての医療費を被保険者数で除した金額である。「一人当たりの保険給付費」は医療費から自己負担分や公費負担分を除いた小平市の負担金額を被保険者数で除した金額である。

委員：「[参考]一人当たりの医療費」には、生活保護受給者の医療費である医療扶助費もふくまれているのか。

事務局：国民健康保険の被保険者に係る医療費を計上しているため、医療扶助費は含まれていない。

議題3 小平市国民健康保険条例の一部改正について（諮問事項）

・国民健康保険税の均等割額の減額措置の導入について

会 長 : 国民健康保険税の未就学児にかかる均等割の減額により、国民健康保険税の税収が10,602,850円減るとのことだが、税収が減少した分は小平市の負担となるのか。財源の内訳について把握しているようであれば、示していただきたい。

事務局 : 減額措置の導入により税収が減少する分は、全額、一般会計から国民健康保険特別会計へ国民健康保険法に基づき繰り入れることになるが、そのうち、2分の1を国、4分の1を東京都が負担するので、小平市の負担は4分の1となっている。

委 員 : 資料4①に参考として記載されているところの、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の内容で、「子どもに係る均等割保険料の軽減措置について、地方創生の観点や地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論する」とあるが、これはどういう意味か。状況によっては、子どもに係る均等割保険料（税）の減額措置を打ち切るということか。若しくは、対象を未就学児だけでなく高校生等に広げる可能性もあるということか。

事務局 : 今回の附帯決議においても都道府県や市区町村の財政事情を勘案しながら、対象者や減額措置の拡充を検討するとされている。当市でも、市長会等を通じて東京都に要望を行っている。

会 長 : 諮問された内容について、原案を適当と認めると答申することに賛成の方の挙手を求める。

(挙手全員)

会 長 : 挙手全員。本件は、そのように市長へ答申する。

・税率改定について

委 員 : 資料6などで徴収率の向上対策が必要とあるが、他市平均と比較した場合、小平市の徴収率はどのような状況か。

事務局 : 令和2年度の状況をお伝えする。現年課税分の徴収率が94.3%で26市中17位。26市平均は、94.8%となっている。滞納繰越分は、徴収率が32.7%で26市中19位。26市平均は、34.0%となっている。現年課税分と滞納繰越分の合計だと、徴収率が86.0%で26市中18位。26市平均は

86. 9%となっている。

委員：資料7①において、医療保険分、後期高齢者支援金分及び介護保険分それぞれの、現行の税率と改定後の税率の違いが表で示されているが、事業費納付金の金額が現行と改訂後が同じなのはなぜか。国民健康保険税の税率が上がると、事業費納付金も上がるのか。

事務局：表中の事業費納付金の額は、参考として令和3年度の数値を記載している。事業費納付金は、毎年、国保事業に要する費用に充てるために東京都が国から示される数値と医療給付費等の見込みを基に決定する。そのため、各区市町村の税率が事業費納付金の算定に影響を与えることはないと考えられる。
事業費納付金と保険料（税）率の関係を説明すると、事業費納付金の算定時に東京都から事業費納付金の納付に必要な保険料（税）率である標準保険料（税）率が示され、各区市町村は標準保険料（税）率を参考に保険料（税）率を決定する。医療給付費等の見込みの増加などで事業費納付金額が上がると、標準保険料（税）率が増加するため、結果として各区市町村の税率が増加する可能性がある。

会長：本議題については、非常に重要な案件である。資料も多くあるので、慎重な審議を行うために、次回に継続審議とすることにしたいと思うがご意見等あるか。

会長：ご異議がないので、継続審議とさせていただきます。

以上